

DPAT養成支援事業

令和8年度 沖縄県災害派遣精神医療チーム(DPAT)運営委員会

日時 令和8年9月8日(火)14:00～16:00

場所 オンライン(Zoom)開催

司会 総合精神保健福祉センター 平安山あゆみ

【議事次第】

1 開会

総合精神保健福祉センター所長あいさつ

総合精神保健福祉センター 牧志 倫

2 委員の自己紹介

3 行政報告

(1)沖縄県 DPAT スキルアップ研修について

資料 1

総合精神保健福祉センター 殿内 正代

(2)今年度の DPAT 関連研修・訓練派遣等の派遣状況について

資料 2

地域保健課 知念 聖也

4 協議事項

(1)沖縄県 DPAT 統括者について

地域保健課 知念 聖也

(2)沖縄県災害派遣精神医療チーム設置要綱の一部改正について

資料 3

地域保健課 知念 聖也

5 閉会

【資料一覧】

運営委員会委員名簿 . . . p1

沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要綱 . . . p2～3

資料 1 行政報告(1) . . . p4

資料 2 行政報告(2) . . . p5

資料 3 協議事項(2) . . . p6～7

参考資料1 協議事項(2) . . . p8～9

参考資料2 協議事項(2) . . . p10～11

参考資料3 協議事項(2) . . . p12～13

参考資料4 協議事項(2) . . . p14～17

令和8年度 沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会 委員名簿

	委員名	役職・職種	機関名	分野別	備考
1	大田 一木	助教（医師）	琉球大学大学院医学研究科 精神病態医学講座	学識	代理出席
2	平安 明	理事 （社会医療法人へいあん平安病院 理事長・医師）	沖縄県精神科病院協会	医療	
3	平山 篤史	会長 （沖縄国際大学准教授・公認心理師）	一般社団法人沖縄県公認心理師協会	学識	
4	西銘 隆	理事 （田崎病院・精神保健福祉士）	一般社団法人 沖縄県精神保健福祉士協会	福祉	欠席
5	小坪 宏光	幹事 （南山病院・看護師）	一般社団法人日本精神科看護協会 沖縄県支部	医療	代理出席
6	福治 康秀	院長（医師）	独立行政法人国立病院機構 琉球病院	医療	
7	山川 宗一郎	精神科部長（医師）	沖縄県立精和病院	医療	
8	川田 聡	精神科部長（医師）	沖縄県立南部医療センター ・こども医療センター	医療	
9	滝 友秀	DPATインストラクター （平安病院・公認心理師）	D P A T 事務局	医療	
10	佐々木 秀章	沖縄県災害医療コーディネーター （医師）	日本赤十字社 沖縄赤十字病院	医療	
11	雨宮 光太郎	沖縄県DPAT統括者（医師）	医療法人陽和会 南山病院	医療	
12	長棟 美幸	南部保健所長（医師）	沖縄県保健所長会	行政 （県保健所）	
13	木村 太一	課長	沖縄県保健医療介護部地域保健課	行政 （県主管課）	
14	牧志 倫	所長（医師）	沖縄県立総合精神保健福祉センター	行政 （精保福祉センター）	

令和8年度 沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会 事務局

氏名	所属	備考
嘉手納 克子	県地域保健課	主管課
知念 聖也	県地域保健課	主管課
平安山 あゆみ	総合精神保健福祉センター	事務局
殿内 正代	総合精神保健福祉センター	事務局
浜川 敏彦	総合精神保健福祉センター	事務局
田代 和史	総合精神保健福祉センター	事務局

沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要領

1 目的

県内及び県外で災害時等の緊急時において、専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、活動マニュアルの作成や災害派遣精神医療チーム（DPAT）を整備する。さらに、緊急支援体制の強化を図るため、DPAT 運営委員会（以下、運営委員会という。）を設置する。

2 委員の構成

運営委員会の委員は、以下に掲げる機関の者で構成する（委員の推薦により代理の参加も可能）。運営委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

- (1) 国立大学法人琉球大学大学院医学研究科精神病態医学講座
- (2) 沖縄県精神科病院協会
- (3) 一般社団法人沖縄県公認心理師協会
- (4) 一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会
- (5) 一般社団法人日本精神科看護協会沖縄県支部
- (6) 国立病院機構琉球病院
- (7) 沖縄県立精和病院
- (8) 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
- (9) 沖縄県保健所長会
- (10) DPAT 事務局
- (11) 沖縄県 DPAT 統括者
- (12) 沖縄県災害医療コーディネーター
- (13) 沖縄県保健医療介護部地域保健課
- (14) 沖縄県立総合精神保健福祉センター

3 委員の任期

委員の任期は、2 年とする。

4 協議事項

運営委員会は、以下の事項について協議するものとする。

- (1) DPAT 体制整備に関すること
- (2) DPAT 構成員に対する研修・訓練の企画
- (3) DPAT 活動マニュアルの作成及び改訂
- (4) DPAT 活動の評価
- (5) DPAT 活動に関する情報交換、その他必要な事項

5 開催回数

運営委員会は、年 1 回以上開催する。

6 マニュアル検討委員会の設置

- (1) 運営委員会に、マニュアル検討委員会を設置する。
- (2) マニュアル検討委員会は、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師、事務局（地域保健課及び総合精神保健福祉センター職員）で構成する。

7 秘密の保持

運営委員会の構成委員は、当該委員会での協議上知り得た情報の秘密を漏らしてはならない。

8 庶務

運営委員会の庶務は、県立総合精神保健福祉センターが行う。

9 その他

この要領に定めるものの他、運営委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定めることとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。

この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から適用する。

この要領は、令和元年 6 月 25 日から適用する。

この要領は、令和 2 年 1 月 20 日から適用する。

この要領は、令和 5 年 4 月 19 日から適用する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

沖縄県 DPAT スキルアップ研修について

総合精神保健福祉センター

1. 沖縄県 DPAT スキルアップ研修開催の経緯

本県では、H27 年度から概ね年 1 回程度、沖縄県 DPAT 研修を開催した。10 年経過し、登録済み隊員の技能維持・技能向上を目的とする研修実施の要望が寄せられていたものの、職員体制の課題やコロナ禍の影響により、未実施の状態であった。

R7 年度、県内の日本 DPAT が主な構成員となっている研修企画調整会議での検討等を経て、登録済み隊員が発災時に的確に活動できるよう、スキルアップ研修を開催。初任者研修（1 日）とスキルアップ研修（半日）を開催した。

2. 実施概要

日時：令和 8 年 2 月 9 日（月） 13：00～17：00

場所：沖縄県立総合精神保健福祉センター

対象：沖縄県 DPAT 登録機関に所属する職員であり、過去に沖縄県 DPAT 研修を受講した者

参加者：受講者 30 名（9 機関）、講師及びファシリテーター 13 名

研修内容：【講義及び演習】災害時の記録、EMIS 【演習】大規模災害演習

閉会時に受講者へアンケートの協力依頼を行い、回答率は 92%であった。回答した受講者全員が本研修について「役立った（92%）」「ある程度役に立った（8%）」と回答。「日常から災害時の動きをイメージしておく事が重要だと感じた」「日頃から慣れる必要があると感じました」など、発災時の活動だけでなく平時からの備えの重要性も学ぶ機会になった。

3. 現状の課題

予算上、半日開催の研修で、受講者アンケートでは「時間がなく、演習内容の理解に欠けた」「スピードについていくのが大変だった」等の声が寄せられ、研修時間の不足が課題となっている。講師からも、特に演習時間が不足しているとの意見があり、1 日研修の開催が望まれる。

4. 課題解決に向けて

R9 年度予算においてスキルアップ研修を 1 日開催するための予算要求を行った。今年度のスキルアップ研修については、予算上、半日開催となる。

資料 2

今年度の DPAT 関連研修・訓練派遣等の派遣状況等について

【令和8年度(2026)年度】

- 日本 DPAT 隊員技能維持研修（主催:DPAT 事務局）→3名（医師1名、看護師2名）
- 統括者・事務担当者研修（主催:DPAT 事務局）→3名（医師2名、センター職員1名）
- 日本 DPAT 研修（主催:DPAT 事務局）→1～3 名程度を想定
- 大規模地震時医療活動訓練（主催:内閣府）→昨年度同程度を想定（14名）
- 九州ブロック合同訓練→令和6年度と同程度を想定（8名）

(参考)

【令和7年(2025)年度】

- 日本 DPAT 隊員技能維持研修（主催:DPAT 事務局）→1名
- 統括者・事務担当者研修（主催:DPAT 事務局）→なし
- 日本 DPAT 研修（主催:DPAT 事務局）→6名
- 大規模地震時医療活動訓練（主催:内閣府）→14 名
- 九州ブロック合同訓練→開催なし（合同研修へ1名派遣あり）

沖縄県災害派遣精神医療チーム設置要綱の一部改正について

昨年度の運営委員会で委員より、DPAT 要綱について次のとおり質問がありましたので、回答します。

【質問 1】

第 1 条にて、「この要綱は大規模自然災害等（以下「大規模災害」という）～」となっているが、そこに感染症を含むのは無理がある。

【回答】

別添参考資料 1 のとおり、国作成の「DPAT 活動要領」「I.活動理念」の「1. DPAT とは」の中には、感染症の記載がなく、「V. 新興感染症に係る DPAT の活動」として別建てで記載がされている。沖縄県の DPAT 設置要綱もそのような流れで記載がされており、国の書きぶりと合わせている。

また、新興感染症まん延時における DPAT 派遣についても各医療機関との協定書の中に記載があり、DPAT が新興感染症まん延時において、派遣ができないという事ではないので、変更は無しという事で良いでしょうか。

【質問 2】

第 6 条の派遣基準では「(3) その他知事が必要と認める場合」となっている。災害保健医療福祉調整本部の要綱では部長が認める場合となっているため、合わせた方がよい。

【回答】

DPAT の派遣要請については、沖縄県 DPAT 活動マニュアルにも記載があるとおり、保健医療介護部長（災害保健医療福祉調整本部長）の決定・決裁でも行う事ができる。（別添参考資料 2）

よって、保健医療介護部長が決定できない、というわけではないので、変更する必要は無いと思われるので、変更無しという事で

良いでしょうか。

【質問3】

第14条には「新興感染症」のみになっているため、「新興感染症等」とした方が良い。

【回答】

第14条は、「新興感染症」と記載がありますが、国のDPAT活動要領にも「新興感染症」と記載があり、国の活動要領に合わせた書きぶりとなっております。（別添参考資料3）

DPATの活動対象範囲については、国の考える活動対象範囲と齟齬が無いためにも、現在のままの「新興感染症」としておきたいと考えております。

別 紙

DPAT活動要領（国作成）の抜粋

災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領

改 正 履 歴

平成 25 年 4 月 1 日

平成 26 年 1 月 7 日

平成 29 年 5 月 2 日

平成 30 年 3 月 30 日

令和 4 年 3 月 29 日

令和 5 年 3 月 31 日

令和 6 年 3 月 29 日

令和 7 年 3 月 31 日

令和 8 年 3 月 31 日

感染症についてはここに記載はなく、最後のページに別建てで記載がある。

I 活動理念

1. 災害派遣精神医療チーム（DPAT : Disaster Psychiatric Assistance Team）とは
自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療福祉体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。

このような活動を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームが DPAT である。

2. 運用の基本方針

- ・ DPAT の活動は、平常時に都道府県と医療機関との間で締結された協定及び厚生労働省、文部科学省等により策定された防災計画等に基づくものである。
- ・ DPAT の派遣は被災地域の都道府県の派遣要請に基づくものである。ただし、厚生労働省は、被災地域の都道府県の派遣要請が無い場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、都道府県等に対して DPAT の派遣を要請することができる。

2.1 平時

- ・ 厚生労働省は、DPAT の活動要領を策定するとともに、DPAT 事務局（厚生労働省の委託事業）を通じて、標準化された研修・訓練の実施及び日本 DPAT を構成する要員の認定・登録により、全国の DPAT の質の維持及び向上を図ること。
- ・ DPAT 事務局は、都道府県に対して技術的支援を行うとともに、広域災害に対応できるように、全国規模での研修を行うこと。この際、DPAT 関係者との合意

運営費補助金交付要綱」の DPAT 活動支援事業に係る経費（以下「対象経費」という。）を当該 DPAT 指定医療機関に対して直接支弁する。また、災害救助法が適用されない場合において、被災地域の都道府県の DPAT 派遣要請を受けた都道府県が管内の DPAT 指定医療機関から DPAT を派遣した場合は、対象経費を被災地域の都道府県から当該要請を受けた都道府県に対して支弁する。

- ・ 被災地域の都道府県の DPAT 派遣要請を受けた都道府県が管内の DPAT 指定医療機関から DPAT を派遣した場合において、当該要請を受けた都道府県と当該 DPAT 指定医療機関が協定を締結していないときは、被災地域の都道府県は当該 DPAT 指定医療機関に対して直接対象経費を支弁する。

V 新興感染症に係る DPAT の活動

1. 派遣要請

- ・ 都道府県は、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難、又はその恐れがあると認められる場合に、当該都道府県が管内の DPAT 登録機関に DPAT の派遣を要請する。
- ・ 都道府県は、新興感染症に係る患者が増加し、当該都道府県外からの精神保健医療の支援が必要な場合には、他の都道府県に DPAT の派遣を要請する。また、都道府県間での調整が整わないときは、都道府県が厚生労働省（DPAT 事務局を含む）に対して、派遣調整を要請する。

2. 活動内容

- ・ DPAT は、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに都道府県の患者受け入れを調整する機能を有する組織・部門での精神疾患を有する患者の入院調整や、クラスターが発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。

3. 活動の終結

- ・ DPAT 活動の終結については、DPAT の派遣を要請した都道府県が決定する。その際、必要に応じて DPAT 事務局等と相談する。

4. 費用等

- ・ 新興感染症発生・まん延時において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 36 条の 3 の規定に基づく医療措置協定を締結した医療機関が DPAT を派遣した場合には、感染症法第 58 条の規定により、都道府県が支弁するものとし、当該支弁した費用について、第 62 条の規定により国が補助するものとする。

＜県外における災害の場合＞

3 DPATの統括

(1) 沖縄県DPAT調整会議の設置

県外で大規模災害等が発生し、被災都道府県からの DPAT 派遣要請または厚生労働省から派遣斡旋があった場合は、沖縄県 DPAT 調整会議（以下「DPAT 調整会議」という。）を設置し、DPAT の派遣及び終結について協議する。ただし、DPAT 調整本部が設置される場合はこの限りではない。

① 組織

DPAT 調整会議は沖縄県知事の指揮下に置く。DPAT 調整会議の議長は会長（県担当課長の職にある者）が務める。

② 構成機関

DPAT 調整会議の構成機関は次のとおりとし、機関の代表者が出席する。

県担当課、県立総合精神保健福祉センター、県立精和病院、県立南部医療センター・こども医療センター、DPAT 先遣隊を有する医療機関、沖縄県精神科病院協会、その他関係機関

③ 庶務

調整会議の庶務は県担当課において処理する。

(2) DPAT調整会議の役割

沖縄県が被災地に派遣する DPAT の調整・統括を行う。（会長は DPAT の指揮、調整及び後方支援については DPAT 統括者に委任することができる。）

① 被災地域の情報収集・提供

- ・被災状況の把握（ライフライン、交通機関、死者・傷病者数等）
- ・精神科医療機関の被災状況（施設の被害、診療機能、患者状況等）

② 県関係部署及び厚生労働省等関係機関との連絡調整

③ DPAT 派遣要請の要否判断、終結への助言（追加派遣の場合も含む）

- ・被災都道府県の要請を受け、先遣隊を含めた DPAT の派遣要否を協議する。
- ・活動状況を把握し、DPAT 派遣の終結を検討する。

④ DPAT の活動方針及び派遣計画の策定

- ・被災状況を踏まえた活動内容、派遣計画、撤収の決定を含む

⑤ DPAT への派遣要請（庶務）

- ・保健医療部長決裁を以て、県知事より、あらかじめ登録された先遣隊を組織する医療機関及び協力医療機関に派遣を要請する。

⑥ DPAT 活動に必要な資機材等の調達

- ・DPAT を組織する医療機関が調達できない資機材がある場合は対応する。

⑦ DPAT 活動状況の把握と発信（後続隊への情報共有）

⑤ DPAT 調整本部の所掌業務

主に以下の業務を行う。

- 1) 県内の精神保健医療に関する被災情報の収集（精神科医療機関の被災状況等）
- 2) 沖縄県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）、県医療本部、県 DMAT 調整本部等との連携及び調整
- 3) DPAT の派遣要請の要否判断への助言
- 4) 他の都道府県、厚生労働省（DPAT 事務局）等への DPAT 派遣要請の要否判断への助言
- 5) 県内における DPAT 活動方針の策定
- 6) DPAT 活動拠点本部の設置、指揮及び調整
- 7) 活動拠点本部が設置されない場合は、県内で活動する全ての DPAT の指揮、調整及び後方支援
- 8) 精神科医療機関への後方支援
- 9) 地域医療搬送における受入精神科医療機関及び搬送手段の確保の調整
- 10) 消防機関、自衛隊等の関連機関との連携及び調整
- 11) 沖縄県精神科病院協会、地域災害医療本部（以下「地域医療本部」という。）、災害拠点病院、災害拠点精神科病院と連携し、災害医療調整班におけるコーディネイト機能の支援
- 12) 厚生労働省及び DPAT 事務局との情報共有
- 13) DPAT の撤収及び追加派遣の必要性の要否判断への助言
- 14) その他必要な業務

⑥ 初動

- 1) 県医療本部長は、DPAT 統括者及び担当課職員、県立総合精神保健福祉センター職員、DPAT 先遣隊に県医療本部への出務を要請する。
- 2) 県医療本部に出務した DPAT 統括者は、傷病者の発生状況及び精神科病院の被害状況等に関する情報を分析し、国の DPAT 活動マニュアルに定める DPAT の派遣要請の目安（P21 ※参考）に基づき、県内及び他都道府県等への DPAT 派遣要請の要否判断の助言を行う。

⑦ 派遣要請

- 1) DPAT 調整本部は、県医療本部長の決定により県内の DPAT 先遣隊及び DPAT 登録医療機関等に対して、DPAT の派遣を要請する。
- 2) 国の DPAT 活動マニュアルに準じて、県担当課は DPAT 調整本部と協議の上、直接又は厚生労働省を介して、他の都道府県に対して DPAT の派遣を要請する。
- 3) DPAT 調整本部は、派遣要請の際に DPAT の参集拠点、想定される業務等についての情報を提示する。

災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領

改 正 履 歴

平成 25 年 4 月 1 日

平成 26 年 1 月 7 日

平成 29 年 5 月 2 日

平成 30 年 3 月 30 日

令和 4 年 3 月 29 日

令和 5 年 3 月 31 日

令和 6 年 3 月 29 日

令和 7 年 3 月 31 日

令和 8 年 3 月 31 日

I 活動理念

1. 災害派遣精神医療チーム（DPAT : Disaster Psychiatric Assistance Team）とは

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療福祉体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。

このような活動を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームが DPAT である。

2. 運用の基本方針

- ・ DPAT の活動は、平常時に都道府県と医療機関との間で締結された協定及び厚生労働省、文部科学省等により策定された防災計画等に基づくものである。
- ・ DPAT の派遣は被災地域の都道府県の派遣要請に基づくものである。ただし、厚生労働省は、被災地域の都道府県の派遣要請が無い場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、都道府県等に対して DPAT の派遣を要請することができる。

2.1 平時

- ・ 厚生労働省は、DPAT の活動要領を策定するとともに、DPAT 事務局（厚生労働省の委託事業）を通じて、標準化された研修・訓練の実施及び日本 DPAT を構成する要員の認定・登録により、全国の DPAT の質の維持及び向上を図ること。
- ・ DPAT 事務局は、都道府県に対して技術的支援を行うとともに、広域災害に対応できるように、全国規模での研修を行うこと。この際、DPAT 関係者との合意

運営費補助金交付要綱」の DPAT 活動支援事業に係る経費（以下「対象経費」という。）を当該 DPAT 指定医療機関に対して直接支弁する。また、災害救助法が適用されない場合において、被災地域の都道府県の DPAT 派遣要請を受けた都道府県が管内の DPAT 指定医療機関から DPAT を派遣した場合は、対象経費を被災地域の都道府県から当該要請を受けた都道府県に対して支弁する。

- ・ 被災地域の都道府県の DPAT 派遣要請を受けた都道府県が管内の DPAT 指定医療機関から DPAT を派遣した場合において、当該要請を受けた都道府県と当該 DPAT 指定医療機関が協定を締結していないときは、被災地域の都道府県は当該 DPAT 指定医療機関に対して直接対象経費を支弁する。

V 新興感染症に係る DPAT の活動

1. 派遣要請

- ・ 都道府県は、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難、又はその恐れがあると認められる場合に、当該都道府県が管内の DPAT 登録機関に DPAT の派遣を要請する。
- ・ 都道府県は、新興感染症に係る患者が増加し、当該都道府県外からの精神保健医療の支援が必要な場合には、他の都道府県に DPAT の派遣を要請する。また、都道府県間での調整が整わないときは、都道府県が厚生労働省（DPAT 事務局を含む）に対して、派遣調整を要請する。

2. 活動内容

- ・ DPAT は、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに都道府県の患者受け入れを調整する機能を有する組織・部門での精神疾患を有する患者の入院調整や、クラスターが発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。

3. 活動の終結

- ・ DPAT 活動の終結については、DPAT の派遣を要請した都道府県が決定する。その際、必要に応じて DPAT 事務局等と相談する。

4. 費用等

- ・ 新興感染症発生・まん延時において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 36 条の 3 の規定に基づく医療措置協定を締結した医療機関が DPAT を派遣した場合には、感染症法第 58 条の規定により、都道府県が支弁するものとし、当該支弁した費用について、第 62 条の規定により国が補助するものとする。

沖縄県災害派遣精神医療チーム設置要綱

〔沿革〕 平成 27 年 6 月 11 日決定 令和元年 7 月 8 日一部改正 令和 2 年 3 月 31 日一部改正 令和 3 年 3 月 26 日一部改正
令和 6 年 3 月 12 日一部改正 令和 7 年 9 月 2 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、大規模自然災害等（以下「大規模災害」という。）により地域の精神保健医療に支障を来すこととなる被災地域等で、被災者や支援者に対して精神保健医療活動の支援を行う沖縄県災害派遣精神医療チーム「沖縄県 D P A T（Disaster Psychiatric Assistance Team）」（以下「沖縄県 D P A T」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 沖縄県 D P A T とは、大規模災害が発生した際に、県内外の被災地域において、精神医療及び精神保健活動の支援を行う専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのことをいう。

(派遣協定)

第 3 条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、沖縄県 D P A T 派遣を行う意志があり、D P A T の活動に必要な人員、装備を有し、沖縄県 D P A T に登録された沖縄県内の精神科病院、その他医療機関及び精神保健関連団体と、沖縄県 D P A T の派遣に関する協定を締結するものとする。

(編成)

第 4 条 沖縄県 D P A T は、次に掲げる機関の班により編成する。

- (1) 日本 D P A T（独立行政法人国立病院機構琉球病院及び次号により登録された機関のうち、発災当日から遅くとも 48 時間以内に県内外の被災地域において活動できる班を有する機関であって、沖縄県が厚生労働省に登録したもの）
 - (2) 沖縄県災害派遣精神医療チーム（D P A T）登録申請書（様式 1）により、沖縄県に申請し登録された機関
- 2 沖縄県 D P A T の 1 チームの標準的な編成は、精神科医師、看護師、業務調整員（ロジスティクス）の 3 職種を含めた 3 名から 6 名程度を基本とする。ただし、現地ニーズに合わせて、児童精神科医、薬剤師、保健師、精神保健福祉士、又は臨床心理技術者等を含めて人数及び職種を適宜構成するものとする。
- 3 日本 D P A T を構成する医師は、精神保健指定医でなければならない。また、日本 D P A T 以外の班を構成する医師は、精神保健指定医であることが望ましい。

(統括者)

第 5 条 沖縄県 D P A T 統括者は、沖縄県立総合精神保健福祉センター所長及びあらかじめ県が任命した精神科医師であって、沖縄県が厚生労働省に登録したものが務める。

(派遣基準)

第 6 条 沖縄県 D P A T の派遣基準は、次のとおりとする。

- (1) 県内で大規模災害が発生し、沖縄県災害対策本部が設置され、被災地域において精神医療及び精神保健活動への需要が増大する等、沖縄県災害医療本部がその活動を要すると判断した場合
- (2) 県外で大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定により厚生労働大臣又は被災都道府県知事から知事に対して沖縄県 D P A T 派遣要請があった場合
- (3) その他知事が必要と認める場合

(派遣方法)

第 7 条 知事又は保健医療介護部長は、前条の派遣基準に照らし、沖縄県 D P A T の派遣が必要と認めるときは、沖縄県 D P A T として登録された機関（以下「登録機関」という。）の長に対して、沖縄県 D P A T の派遣を要請するものとする。

(沖縄県 D P A T の派遣)

第 8 条 登録機関の長は、前条により派遣要請を受けたときは、沖縄県 D P A T を派遣する。

(活動内容)

第 9 条 沖縄県 D P A T は、沖縄県又は被災都道府県の D P A T 調整本部又は D P A T 活動拠点本部に参集し、原則として、当該 D P A T 調整本部及び D P A T 活動拠点本部の調整下で被災地域内の災害拠点病院、精神科医療機関、保健所、避難所等において次に掲げる活動を行う。

- (1) 本部活動
- (2) 情報収集とアセスメント
- (3) 情報発信
- (4) 被災地での精神科医療の提供
- (5) 被災地での精神保健活動の支援
- (6) 被災した医療機関への専門的支援
- (7) 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）の支援
- (8) 精神保健医療に関する普及啓発
- (9) 活動記録と処方箋
- (10) 活動情報の引継ぎ
- (11) 活動終了時期の検討

(活動期間)

第 10 条 沖縄県 D P A T の 1 チーム 1 回あたりの活動期間は、1 週間（移動日 2 日、活動日 5 日）を標準とする。

(費用負担)

第 11 条 登録機関の長は、第 3 条の協定に基づき沖縄県 D P A T の派遣に要する費用を請求することができる。

(補償)

第 12 条 知事は、沖縄県 D P A T の活動に伴う事故等に対応するため、県の負担において沖縄県 D P A T 構成員（以下「構成員」という。）を傷害保険に加入させるものとする。

(研修等)

第 13 条 沖縄県及び構成員が所属する病院等は、その技術の向上等を図るため、構成員の研修及び訓練に努めるものとする。

(新興感染症に係る活動)

第 14 条 知事又は保健医療介護部長は、新興感染症に係る患者が急増し、通常の県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難、又はその恐れがあると認められる場合に、登録機関に D P A T の派遣を要請する。

2 知事又は保健医療介護部長は、新興感染症に係る患者が急増し、県外からの精神保健医療の支援が必要な場合には、他の都道府県又は厚生労働省（D P A T 事務局を含む）に D P A T の派遣を要請する。

3 D P A T は、要請に基づき、感染症の専門家とともに沖縄県の患者受け入れを調整する機能を有する組織・部門での精神疾患を有する患者の入院調整や、クラスターが発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。

4 新型コロナウイルス感染症がまん延し、知事又は保健医療介護部長の要請により、登録機関や他の都道府県から D P A T を派遣した場合は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」に基づき、対象経費を支弁する。

(定めない事項)

第 15 条 この要綱に定めない事項については、沖縄県 D P A T 活動マニュアルに従うほか、知事が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 8 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 2 日から施行する。